

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示	ページ
○ 令和5年度の固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録【財政局 税務部固定資産税課】	4
○ 収納事務の委託（2件）【総務局総務部文書館】	5
○ 徴収事務の委託【門司区役所まちづくり整備課】	7
○ 包括外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写 しの閲覧【行政委員会事務局監査第一課】	8
○ 北九州市収納代理金融機関、北九州市総括出納取扱店、出納取扱店及 び収納取扱店の指定【会計室】	9
○ 収納事務の委託【市民文化スポーツ局漫画ミュージアム事務局】	11
○ 雑草等の除去委託料の単価【環境局環境監視部産業廃棄物対策課】	12
○ 介護医療院の開設許可【保健福祉局地域福祉部介護保険課】	13
○ 利用料金の額の承認【保健福祉局健康医療部地域医療課】	14
○ 出納取扱金融機関の指定【保健福祉局健康医療部地域医療課】	18
○ 特定教育・保育施設の確認【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こど も園課】	19
○ 特定子ども・子育て支援施設等の確認【子ども家庭局子ども家庭部幼 稚園・こども園課】	20
○ 徴収事務の委託【産業経済局地域経済振興部スタートアップ推進課】	21
○ 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉 局障害福祉部障害者支援課】	22
○ 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出 【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】	23

○ 令和5年度の国民健康保険料の料率【保健福祉局健康医療部保険年金課】	24
○ 令和5年度の国民健康保険料の減額する額【保健福祉局健康医療部保険年金課】	25
○ 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター】	28
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更許可申請【環境局環境監視部環境監視課】	29
○ 徴収事務の委託（2件）【産業経済局総務政策部渡船事業所】	34

◇ 公 告

○ 北九州市が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【技術監理局契約部契約制度課】	36
○ 北九州市が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【技術監理局契約部契約制度課】	40
○ 北九州市が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【技術監理局契約部契約制度課】	43
○ 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【子ども家庭局子ども家庭部保育課】	47

◇ 上下水道局

○ 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道保全課】	50
○ 出納取扱金融機関の指定【上下水道局総務経営部経営企画課】	51
○ 収納取扱金融機関の廃止【上下水道局総務経営部経営企画課】	52
○ 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】	53
○ 指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出【上下水道局水道部配水管理課】	54
○ 北九州市上下水道局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】	55
○ 北九州市上下水道局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】	59

- 北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】 6 3

◇ 交 通 局

- 収納事務の委託（3件）【交通局営業推進課】 6 7
- 北九州市交通局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【交通局総務経営課】 7 0
- 北九州市交通局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【交通局総務経営課】 7 4
- 北九州市交通局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【交通局総務経営課】 7 8

◇ 公営競技局

- 北九州市公営競技局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【公営競技局総務課】 8 2
- 北九州市公営競技局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【公営競技局総務課】 8 6
- 北九州市公営競技局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【公営競技局総務課】 9 0

◇ 市 議 会

- 北九州市議会の個人情報保護に関する条例施行規程【市議会事務局総務課】 9 4

北九州市告示第101号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、令和5年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月3日

北九州市長 武内和久

北九州市告示第102号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市史の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月3日

北九州市長 武内和久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州市芸術文化振興財団	北九州市小倉北区室町一丁目1番1号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

北九州市告示第103号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、新修・北九州市史の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月3日

北九州市長 武内和久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社積文館書店 クエスト外商部	北九州市小倉北区馬 借一丁目4番7号	令和5年4月1日から令和 6年3月31日まで

北九州市告示第104号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市営九州鉄道記念館西駐車場における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年4月3日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社内外美装	北九州市小倉北区青葉二丁目1番15号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

北九州市告示第105号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の25第2項の規定により、北九州市が包括外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く令和5年4月3日から同年5月2日までの間の午前8時30分から午後5時15分まで、北九州市行政委員会事務局監査第一課において閲覧に供する。

令和5年4月3日

北九州市長 武内和久

北九州市告示第106号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び北九州市指定金融機関等事務取扱規則（昭和39年北九州市規則第52号）第3条第6項の規定により、次のとおり告示する。

この告示の日の前までに告示された北九州市収納代理金融機関の指定の告示及び北九州市総括出納取扱店、出納取扱店及び収納取扱店の指定（令和4年北九州市告示第138号）は、廃止する。

令和5年4月3日

北九州市長 武内和久

1 総括出納取扱店

株式会社西日本シティ銀行 北九州営業部

2 出納取扱店

区 別	出納取扱店となる事務取扱店舗
門司区	株式会社北九州銀行 本店営業部
小倉北区	株式会社福岡銀行 北九州営業部
小倉南区	株式会社西日本シティ銀行 北九州営業部
若松区	株式会社西日本シティ銀行 北九州営業部
八幡東区	株式会社みずほ銀行 北九州支店
八幡西区	福岡ひびき信用金庫 黒崎支店
戸畑区	株式会社北九州銀行 本店営業部

3 指定金融機関及び指定代理金融機関の収納取扱店

金融機関名称	収納取扱店となる事務取扱店舗
株式会社みずほ銀行	国内で業務を営む全ての店舗（出納取扱店を除く。）
株式会社福岡銀行	
株式会社西日本シティ銀行	国内で業務を営む全ての店舗（総括出納取扱店及び出納取扱店を除く。）
株式会社北九州銀行	国内で業務を営む全ての店舗（出納取扱店を除く。）
福岡ひびき信用金庫	

4 収納代理金融機関及びその収納取扱店

金融機関名称	収納取扱店となる事務取扱店舗
株式会社三菱UFJ銀行	国内で業務を営む全ての店舗
株式会社三井住友銀行	
株式会社りそな銀行	
株式会社広島銀行	

株式会社伊予銀行	
株式会社筑邦銀行	
株式会社佐賀銀行	
株式会社十八親和銀行	
株式会社肥後銀行	
株式会社大分銀行	
三菱UFJ信託銀行株式会社	
みずほ信託銀行株式会社	
株式会社もみじ銀行	
株式会社西京銀行	
株式会社福岡中央銀行	
株式会社豊和銀行	
株式会社南日本銀行	
遠賀信用金庫	
横浜幸銀信用組合	
朝銀西信用組合	市内で業務を営む全ての店舗
九州労働金庫	国内で業務を営む全ての店舗
北九州農業協同組合	
株式会社ゆうちょ銀行	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に所在する支店（出張所及び株式会社ゆうちょ銀行が銀行代理店契約を締結した日本郵便株式会社の営業所（日本郵便株式会社が業務を再委託した者の施設を含む。）を含む。以下同じ。）の店舗及び福岡郵便貯金事務センター（株式会社ゆうちょ銀行の公金指定様式振替払込書により収納する場合にあっては、国内に所在する支店及び福岡郵便貯金事務センター）

北九州市告示第107号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市漫画ミュージアムにおける陳列品の観覧料及び物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月3日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社ハートピア	北九州市小倉北区高浜二丁目1番54号高浜ビル2F	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

北九州市告示第108号

あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則（昭和45年北九州市規則第36号）第3条第2項の規定により、雑草等の除去委託料の単価を、次のように定める。

令和5年4月3日

北九州市長 武内和久

1回につき1平方メートル当たり117円（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。）

北九州市告示第109号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、法第114条の7及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の2の3の規定により次のように告示する。

令和5年4月3日

北九州市長 武内和久

介護医療院

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	許可年月日
40B0 7000 11	医療法人末廣医 院 介護医療院	北九州市八幡西 区香月中央三丁 目2番15号	医療法人末廣 医院	令和5年4 月1日

北九州市告示第 1 1 0 号

北九州市立病院の利用料金等に関する条例（昭和 3 9 年北九州市条例第 2 4 号）第 2 条第 2 項第 2 号及び第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までの北九州市立門司病院における利用料金の額を承認したので、北九州市立病院の利用料金等に関する条例施行規則（平成 3 1 年北九州市規則第 1 8 号）第 2 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

項目		金額 (税抜)	金額 (税込)
セカンドオピニオン料（30分まで）		13,000円	14,300円
セカンドオピニオン料（30分を超えて60分まで）		20,000円	22,000円
面談料（30分まで）		5,000円	5,500円
お む つ 料	コンフォートパッド ノーマル	40円	44円
	コンフォートパッド スーパー	110円	121円
	フレックス ベルトタイプ プラス S	90円	99円
	フレックス ベルトタイプ プラス M	100円	110円
	フレックス ベルトタイプ プラス L	110円	121円
	フレックス ベルトタイプ マキシ S	130円	143円
	フレックス ベルトタイプ マキシ M	130円	143円
	フレックス ベルトタイプ マキシ L	150円	165円
	パンツ パンツタイプ プラス S	90円	99円
	パンツ パンツタイプ プラス M	100円	110円
	パンツ パンツタイプ プラス L	110円	121円

フィックス パンツタイプ S			110円	121円
フィックス パンツタイプ M			110円	121円
フィックス パンツタイプ L			110円	121円
デュオ 頻便対応パッド			30円	33円
サブパッド			30円	33円
パンツうす型前後フリー S			80円	88円
パンツうす型前後フリー M			80円	88円
パンツうす型前後フリー L-L			80円	88円
幅広テープ S			80円	88円
幅広テープ M			90円	99円
幅広テープ L-L L			100円	110円
パッド300			20円	22円
パッドカーブタイプ ロング			50円	55円
パッドカーブタイプ スーパーロング			60円	66円
パッドカーブタイプ ワイド			70円	77円
電子体温計破損料			2,100円	2,310円
風しん抗体検査（市助成対象者）		H I 法	5,019円	5,520円
緊急風しん抗体検査（市助成対象者）	月曜日から金曜日まで午前8時から午後6時までの間	H I 法、L T I 法及び I C A 法	4,930円	5,423円
	又は土曜日午前8時から正午までの間に医療機関を受診して実施する場合	E I A 法、E L F A 法、C L E I A 法、F I A 法及び C L I A 法	6,320円	6,952円
	上記以外	H I 法、L T I 法及び I C A 法	5,430円	5,973円
		E I A 法、E	6,820円	7,502円

		L F A 法、C L E I A 法、 F I A 法及び C L I A 法		
S A R S - C o V - 2 検 査		核酸検出	1 4 , 6 3 0 円	1 6 , 0 9 3 円
		抗原検出 (定 量)	1 3 , 1 7 0 円	1 4 , 4 8 7 円
予 防 接 種	麻しん (小児)		9 , 3 1 5 円	1 0 , 2 4 6 円
	麻しん (成人)		8 , 5 6 5 円	9 , 4 2 1 円
	風しん (小児)		6 , 2 0 5 円	6 , 8 2 5 円
	風しん (成人)		6 , 2 0 5 円	6 , 8 2 5 円
	麻しん風しん混合 (小児)		1 0 , 2 3 5 円	1 1 , 2 5 8 円
	麻しん風しん混合 (成人)		9 , 4 8 5 円	1 0 , 4 3 3 円
	三種混合 (百・ジ・破)		5 , 5 4 5 円	6 , 0 9 9 円
	二種混合 (ジ・破) (第 1 期)		5 , 4 3 5 円	5 , 9 7 8 円
	二種混合 (ジ・破) (第 2 期)		4 , 6 8 5 円	5 , 1 5 3 円
	日本脳炎		6 , 6 3 5 円	7 , 2 9 8 円
	B C G		9 , 1 3 5 円	1 0 , 0 4 8 円
	B 型肝炎ワクチン		6 , 5 2 5 円	7 , 1 7 7 円
	水痘ワクチン		8 , 7 6 0 円	9 , 6 3 6 円
	高齢者用肺炎球菌ワクチン		7 , 8 3 0 円	8 , 6 1 3 円
	小児用肺炎球菌ワクチン (プレベ ナー)		1 1 , 4 6 0 円	1 2 , 6 0 6 円
	ヒブワクチン		8 , 4 0 0 円	9 , 2 4 0 円
	子宮頸がんワクチン (2 価・4 価)		1 5 , 5 1 0 円	1 7 , 0 6 1 円
	子宮頸がんワクチン (9 価)		2 3 , 5 1 0 円	2 5 , 8 6 1 円
	不活化ポリオワクチン		9 , 5 8 5 円	1 0 , 5 4 3 円
	四種混合 (ジ・百・破・ポ)		1 0 , 7 3 5 円	1 1 , 8 0 8 円
イン フル エン ザ	6 5 歳以上の者		4 , 6 0 5 円	5 , 0 6 5 円
	3 歳以上 6 5 歳未満の者 (1 回につき)		4 , 8 1 9 円	5 , 3 0 0 円
	6 ヶ月以上 3 歳未満の者 (1 回につき)		4 , 0 0 0 円	4 , 4 0 0 円

	おたふくかぜワクチン（6歳未満）	6,600円	7,260円
	おたふくかぜワクチン（6歳以上）	5,900円	6,490円
	ロタウイルスワクチン（ロタリックス）	13,835円	15,218円
	ロタウイルスワクチン（ロタテック）	9,265円	10,191円
	狂犬病ワクチン	11,905円	13,095円
	A型肝炎ワクチン	7,143円	7,857円
駐 車 場	患者等	—	1台につき3時間まで 50円 （駐車時間が1時間まで無料） 駐車時間が3時間を超える30分又はその端数ごとに 50円
	見舞いの者	—	1台につき2時間まで 50円 （駐車時間が1時間まで無料） 駐車時間が2時間を超える30分又はその端数ごとに 50円
	その他の者	—	1台につき30分又はその端数ごとに 50円 （駐車時間が15分まで無料）

北九州市告示第 1 1 1 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 7 条ただし書の規定により、北九州市病院事業の業務に係る公金の収納及び支払事務の一部を取り扱わせるための出納取扱金融機関を、次のとおり指定した。

令和 5 年 4 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

出納取扱 金融機関	取扱店舗	所在地	指定期間
株式会社 みずほ銀行	北九州支店	北九州市小倉北区京町 一丁目 4 番 1 7 号	令和 5 年 4 月 1 日か ら令和 6 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 1 2 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条第 1 項の規定により、下記の特定教育・保育施設の確認を行ったので、同法第 4 1 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
門司こぼと幼稚園	幼稚園	北九州市門司区東新町一丁目 9 番 2 1 号	学校法人大浦学園	令和 5 年 4 月 1 日
光貞幼稚園	幼稚園	北九州市若松区ひびきの南一丁目 7 番地 1 0 2	学校法人福原啓明学園	令和 5 年 4 月 1 日
乳山幼稚園	幼稚園	北九州市八幡東区大蔵二丁目 1 8 番 8 号	学校法人三島学園	令和 5 年 4 月 1 日
愛真幼稚園	幼稚園	北九州市八幡西区日吉台一丁目 1 番 2 5 号	学校法人折尾愛真学園	令和 5 年 4 月 1 日
九州女子大学附属折尾幼稚園	幼稚園	北九州市八幡西区北鷹見町 5 番 1 0 号	学校法人福原学園	令和 5 年 4 月 1 日
緑ヶ丘幼稚園	幼稚園	北九州市八幡西区上の原二丁目 4 番 3 7 号	学校法人モン・カルカ学園	令和 5 年 4 月 1 日
認定こども園三郎丸保育園	認定こども園	北九州市小倉北区三郎丸二丁目 9 番 3 号	社会福祉法人足立さくら会	令和 5 年 4 月 1 日
認定こども園こじか保育園	認定こども園	北九州市小倉南区隠蓑 5 番 1 0 号	社会福祉法人春和会	令和 5 年 4 月 1 日
認定こども園竜光保育園	認定こども園	北九州市小倉南区新道寺 1 4 9 番地 1	社会福祉法人竜光会	令和 5 年 4 月 1 日
認定こども園嶋生田保育園	認定こども園	北九州市若松区畠田三丁目 1 番 5 0 号	社会福祉法人みどり会	令和 5 年 4 月 1 日
認定こども園杉の実保育園	認定こども園	北九州市八幡東区大蔵三丁目 2 番 1 8 号	社会福祉法人杉の実福祉会	令和 5 年 4 月 1 日

北九州市告示第 1 1 3 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 5 8 条第 2 項の規定により、下記の特定子ども・子育て支援施設等の確認を行ったので、同法第 5 8 条の 1 1 第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
認定こども園 三郎丸保育園	預かり 保育事業	北九州市小倉北 区三郎丸二丁目 9 番 3 号	社会福祉法人 足立さくら会	令和 5 年 4 月 1 日
認定こども園 こじか保育園	預かり 保育事業	北九州市小倉南 区隠蓑 5 番 1 0 号	社会福祉法人 春和会	令和 5 年 4 月 1 日
認定こども園 竜光保育園	預かり 保育事業	北九州市小倉南 区大字新道寺 1 4 9 番地の 1	社会福祉法人 竜光会	令和 5 年 4 月 1 日
認定こども園 鴨生田保育園	預かり 保育事業	北九州市若松区 畠田三丁目 1 番 5 0 号	社会福祉法人 みどり会	令和 5 年 4 月 1 日
認定こども園 杉の実保育園	預かり 保育事業	北九州市八幡東 区大蔵三丁目 2 番 1 8 号	社会福祉法人 杉の実福祉会	令和 5 年 4 月 1 日

北九州市告示第 1 1 4 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州テレワークセンターの使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
COMPASS 共同事業体 代表者 寶結株式会社 代表取締役 福岡 広大	北九州市小倉北区魚町一丁目 1 番 9 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 1 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 6 9 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

1 薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
わかば薬局	北九州市八幡東区荒生田二丁目 2 番 1 0 号	令和 5 年 4 月 1 日
株式会社大賀薬局守恒店	北九州市小倉南区守恒本町一丁目 2 番 5 号 1 F	令和 5 年 4 月 1 日
広徳中学校前薬局	北九州市小倉南区南方四丁目 8 番 2 8 号	令和 5 年 4 月 1 日

2 訪問看護（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションハグ	北九州市小倉南区葛原三丁目 1 7 番 2 2 号	令和 5 年 4 月 1 日
訪問看護ステーションにこTOMO	北九州市八幡西区上上津役三丁目 1 4 番 8 号メゾン 2 1 カワナミ 1 F	令和 5 年 4 月 1 日
訪問看護ステーション陽葵	北九州市八幡西区楠橋東二丁目 8 番 2 6 - 1 0 1 号	令和 5 年 4 月 1 日

北九州市告示第 1 1 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 6 9 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

薬局（育成医療及び更生医療）の名称の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	変更年月日
旧 タマチ薬局	北九州市若松区中川町 8 番 6 号	令和 5 年 3 月 1 日
新 さくら薬局北九州若松店		

北九州市告示第 1 1 7 号

北九州市国民健康保険条例（昭和 4 2 年北九州市条例第 5 3 号）第 1 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号、第 1 4 条の 1 0 第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 1 4 条の 1 5 第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する国民健康保険料の令和 5 年度における料率を決定したので、同条例第 1 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

1 基礎賦課額の保険料率

- | | | |
|-----|--------------------------|---------------|
| (1) | 被保険者均等割 | 2 2 , 3 4 0 円 |
| (2) | 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割 | 2 6 , 3 6 0 円 |
| (3) | 特定世帯の世帯別平等割 | 1 3 , 1 8 0 円 |
| (4) | 特定継続世帯の世帯別平等割 | 1 9 , 7 7 0 円 |

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

- | | | |
|-----|--------------------------|---------------|
| (1) | 被保険者均等割 | 8 , 9 3 0 円 |
| (2) | 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割 | 1 0 , 5 4 0 円 |
| (3) | 特定世帯の世帯別平等割 | 5 , 2 7 0 円 |
| (4) | 特定継続世帯の世帯別平等割 | 7 , 9 0 0 円 |

3 介護納付金賦課額の保険料率

- | | | |
|-----|---------|-------------|
| (1) | 被保険者均等割 | 9 , 1 6 0 円 |
| (2) | 世帯別平等割 | 8 , 0 8 0 円 |

北九州市告示第 1 1 8 号

北九州市国民健康保険条例（昭和 4 2 年北九州市条例第 5 3 号。以下「条例」という。）第 2 0 条及び第 2 0 条の 3 並びに北九州市国民健康保険条例施行規則（昭和 4 3 年北九州市規則第 4 1 号。以下「規則」という。）第 8 条に規定する国民健康保険料の令和 5 年度における減額する額は、次のとおりである。

令和 5 年 4 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 規則第 8 条第 1 項第 1 号アの当該年度分の被保険者均等割の保険料率に 1 0 分の 7 を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分 1 5 , 6 4 0 円
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課分 6 , 2 6 0 円
 - (3) 介護納付金賦課額分 6 , 4 2 0 円
- 2 規則第 8 条第 1 項第 1 号イの当該年度分の世帯別平等割の保険料率に 1 0 分の 7 を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分
 - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 8 , 4 6 0 円
 - イ 特定世帯 9 , 2 3 0 円
 - ウ 特定継続世帯 1 3 , 8 4 0 円
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課額分
 - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7 , 3 8 0 円
 - イ 特定世帯 3 , 6 9 0 円
 - ウ 特定継続世帯 5 , 5 3 0 円
 - (3) 介護納付金賦課額分 5 , 6 6 0 円
- 3 規則第 8 条第 1 項第 2 号アの当該年度分の被保険者均等割の保険料率に 1 0 分の 5 を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分 1 1 , 1 7 0 円
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課分 4 , 4 7 0 円
 - (3) 介護納付金賦課額分 4 , 5 8 0 円
- 4 規則第 8 条第 1 項第 2 号イの当該年度分の世帯別平等割の保険料率に 1 0 分の 5 を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分
 - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 3 , 1 8 0 円
 - イ 特定世帯 6 , 5 9 0 円
 - ウ 特定継続世帯 9 , 8 9 0 円

- (2) 後期高齢者支援金等賦課額分
- ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5, 270円
 - イ 特定世帯 2, 640円
 - ウ 特定継続世帯 3, 950円
- (3) 介護納付金賦課額分 4, 040円
- 5 規則第8条第2項第1号の当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
- (1) 基礎賦課額分 4, 470円
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課分 1, 790円
 - (3) 介護納付金賦課額分 1, 840円
- 6 規則第8条第2項第2号の当該年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
- (1) 基礎賦課額分
 - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5, 280円
 - イ 特定世帯 2, 640円
 - ウ 特定継続世帯 3, 960円
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課額分
 - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2, 110円
 - イ 特定世帯 1, 060円
 - ウ 特定継続世帯 1, 580円
 - (3) 介護納付金賦課額分 1, 620円
- 7 条例第20条の3の当該年度分の被保険者均等割の保険料額（条例第20条の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に10分の5を乗じて得た額
- (1) 未就学児の被保険者均等割額
 - ア 基礎賦課額分 11, 170円
 - イ 後期高齢者支援金等賦課分 4, 470円
 - (2) 規則第8条第1項第1号アの規定により当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額を減額した後の未就学児の被保険者均等割額
 - ア 基礎賦課額分 3, 350円
 - イ 後期高齢者支援金等賦課分 1, 340円
 - (3) 規則第8条第1項第2号アの規定により当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額を減額した後の未就学児の被保険者均等割額

ア 基礎賦課額分 5, 590円

イ 後期高齢者支援金等賦課分 2, 230円

(4) 規則第8条第2項第1号の規定により当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額を減額した後の未就学児の被保険者均等割額

ア 基礎賦課額分 8, 940円

イ 後期高齢者支援金等賦課分 3, 570円

北九州市告示第 1 1 9 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市が指定した指定定期検査機関が行う特定計量器の定期検査に係る手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
特定非営利活動法人 北九州市計量士会	北九州市小倉北区親和 町 6 番 2 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 2 0 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 4 8 年法律第 1 1 0 号）第 8 条第 1 項の規定による特定施設の構造等の変更許可申請があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 4 項の規定により、その概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の構造等の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 5 年 4 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市戸畑区飛幡町 1 番 1 号

日本製鉄株式会社

九州製鉄所長 野見山裕治

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市小倉北区許斐町 1 番地

日本製鉄株式会社九州製鉄所八幡地区（小倉）

(3) 特定施設の構造等の変更の概要

特定施設からの汚水等の汚染状態及び量並びに汚水等の処理施設からの汚水等の汚染状態並びに排水口からの排水の汚染状態の変更

(4) 変更される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

(ア) 線材工場圧延施設

種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 4 6 年政令第 1 8 8 号）別表第 1 の第 6 1 号ハに掲げる圧延施設
能力	1 2 0 t / 時間

(イ) 線材工場酸洗施設

種類	水質汚濁防止法施行令別表第 1 の第 6 5 号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設
能力	3, 4 0 0 t / 月

(ウ) 線材排水処理施設

種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の第74号に掲げる特定事業場から排水される水の処理施設（以下「第74号施設」という。）
能力	4,800 m ³ /日

イ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常
の量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常
の値及び最大の値等

(ア) 線材工場圧延施設

	変更前	変更後
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 69,700 最大 69,700	同左
水素イオン濃度	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 6.0 最大 9.0	同左
浮遊物質 (mg/l)	通常 300 最大 500	同左
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/l)	通常 6.0 最大 9.0	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 — 最大 —	通常 0.5 最大 15.0
りん 含有量 (mg/l)	通常 — 最大 —	通常 0.5 最大 2.0

(イ) 線材工場酸洗施設

	変更前	変更後
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 131 最大 131	同左
水素イオン濃度	通常 0~4 最大 0~4	通常 0~11 最大 0~11
浮遊物質 (mg/l)	通常 100 最大 200	同左

ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/l)	通常 10 最大 20	同左
-------------------------------	----------------	----

(ウ) 線材排水処理施設

	変更前	変更後
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 4,761 最大 4,761	通常 3,975 最大 4,161
水素イオン濃度	通常 7~9 最大 7~9	通常 6.5~8.5 最大 5.0~9.0
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 6.0 最大 16.0	同左
浮遊物質 (mg/l)	通常 10.0 最大 30.0	同左
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/l)	通常 1.0 最大 2.0	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 0.5 最大 3.0	通常 0.5 最大 14.0
燐含有量 (mg/l)	通常 0.5 最大 2.0	通常 0.5 最大 2.0

(5) 汚水等の処理に関する事項

汚水の処理施設の名称並びに使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値等

ア 線材戻水施設

	変更前	変更後
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 69,930 最大 69,980	同左
水素イオン濃度	通常 5.0~9.0 最大 5.0~9.0	通常 6.5~8.5 最大 5.0~9.0
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 — 最大 —	通常 6.0 最大 16.0

浮遊物質 (mg/l)	通常 10 最大 30	同左
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/l)	通常 1.0 最大 2.0	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 — 最大 —	通常 0.5 最大 15.0
燐含有量 (mg/l)	通常 — 最大 —	通常 0.5 最大 2.0

イ 線材排水処理施設

第74号施設のため、前記(4)イ(ウ)の内容と同じ

(6) 排水に関する事項

ア 排水口名 No. 7排水口

イ 排水量及び汚染の状態

	変更前	変更後
排水の量 (m ³ /日)	通常 4,000 最大 4,200	同左
水素イオン濃度	通常 7.0 最大 9.0	通常 6.5~8.5 最大 5.0~9.0
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 7.0 最大 14.0	通常 7.0 最大 16.0
浮遊物質 (mg/l)	通常 10.0 最大 30.0	同左
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/l)	通常 1.0 最大 2.0	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 0.5 最大 3.0	通常 0.5 最大 14.0
燐含有量 (mg/l)	通常 0.5 最大 2.0	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和5年4月3日から同年4月24日まで(日曜日及び土曜日を除く。
)の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区内 1 番 1 号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和 5 年 4 月 24 日までに前項第 2 号の場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第 1 2 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市渡船事業所における若戸航路の使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
関門汽船株式会社	北九州市門司区西海岸一丁目 4 番 1 号	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 2 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市渡船事業所小倉分室における小倉航路の使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
関門汽船株式会社	北九州市門司区西海岸一丁目 4 番 1 号	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第192号

北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項に定める随時に行う受付を令和5年度において行うため、同条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和5年4月3日

北九州市長 武内和久

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用

人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和5年4月3日から令和6年3月31日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和5年12月29日から令和6年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 提出先

〒803-8501
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間
規則第6条第1項（規則第9条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和6年9月30日まで
- 7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続
競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和6年6月に令和6年度及び令和7年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。
- 8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法
北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。
- 9 公告に関する問合せ先
北九州市技術監理局契約部契約制度課
北九州市小倉北区域内1番1号（北九州市役所15階）

電話 093-582-2545

FAX 093-582-3113

北九州市公告第193号

北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和5年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和5年4月3日

北九州市長 武内和久

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和5年4月3日から令和6年3月31日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和5年12月29日から令和6年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、キ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで、ケからサまで及びセは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

ウ 申請業務に関する調書（その1）

エ 申請業務に関する調書（その2）

- オ 申請業務に関する調書（その3）
- カ 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書

(3) 提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項（規則第11条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和6年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和6年6月に令和6年度及び令和7年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課

北九州市小倉北区城内1番1号（北九州市役所15階）

電話 093-582-2545

FAX 093-582-3113

北九州市公告第194号

北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和5年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和5年4月3日

北九州市長 武内和久

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事
- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事

- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者
- (7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

3 申請の受付期間

令和5年5月1日から令和6年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和5年12月29日から令和6年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要な事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類カ、キ、ケ、サからチまで及びトは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類オ、カ、コからソまで及びナは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 技術者の資格者証の写し

エ 専任技術者証明書の写し

オ 使用印鑑届

カ 委任状

キ 建設業許可申請書の別表

ク 印鑑証明書

ケ 給与支払報告書（総括表）の写し

コ 工事用機械器具調書

サ 主観点による加点の辞退届

シ 北九州市内事業所等調書

ス 保有作業船調書

セ 鋼構造物工事関係調書

ソ 舗装工事関係機械調書

- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 北九州市税に係る納税証明書
- ツ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- テ 労働保険料納入証明書
- ト 社会保険等関係届出書
- ナ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第 1 2 条第 2 項第 2 号の審査基準日

令和 5 年 1 月 1 日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 7 年 5 月 3 1 日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 6 年 1 2 月に令和 7 年度及び令和 8 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

1 0 公告に関する問合せ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号(北九州市役所 1 5 階)

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 5 4 5

F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 1 3

北九州市公告第195号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年4月3日

北九州市長 武内和久

1 契約内容

- (1) 物件の名称及び数量 タイムレコーダー及びアプリケーションの借入れ及び保守 14台
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和10年3月31日まで
- (4) 履行場所 市が定める場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市子ども家庭局子ども家庭部保育課
 - イ 期間 この公告の日から令和5年4月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所又は電子メールにより無償

で交付する。電子メールで交付を希望する場合は、請求者氏名（法人の場合は、法人名及び担当者名）、住所及び電話番号を記載するとともに、電子メールの到達を電話で確認すること。

請求先メールアドレス kod-hoiku@city.kitakyushu.lg.jp

電話 093-582-2412

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎11階112会議室

イ 日時 令和5年4月7日（金）午後2時

(4) 入札参加申込書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和5年4月12日午後5時までに入札参加申込書を第1号アの場所に提出しなければならない。

(5) 入札書を提出する場所及び期限

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期限

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和5年4月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで並びに同月13日の午前8時30分から9時まで

(イ) 郵送の場合

第1号アの場所に書留郵便により令和5年4月12日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 令和5年4月13日午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約単価に予定数量を乗じて得た合計金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれか

に該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する所管課の名称及び所在地等

北九州市子ども家庭局子ども家庭部保育課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2412

北九州市上下水道局告示第14号

北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第8条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

令和5年4月3日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
3173	A. I設備工業 石橋真吾	北九州市小倉南区 東貫一丁目11番 22号	令和5年4月1日か ら令和9年5月31 日まで

北九州市上下水道局告示第15号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定により、北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払事務の一部を取り扱わせるための出納取扱金融機関を、次のとおり指定した。

令和5年4月3日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

出納取扱 金融機関	取扱店舗	所在地	指定期間
株式会社 福岡銀行	北九州営業部	北九州市小倉北区堺町 二丁目2番18号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで

北九州市上下水道局告示第16号

昭和50年北九州市水道局告示第5号及び平成24年北九州市上下水道局告示第6号で告示した収納取扱金融機関について、次のとおり廃止したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示する。

令和5年4月3日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

収納取扱金融機関	取扱店舗	廃止年月日
株式会社三井住友信託銀行	北九州支店	令和5年3月31日

北九州市上下水道局告示第17号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月3日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
J-077	有限会社新北建設	藤田慶太郎	北九州市門司区 大字畑2292 番地6	令和5年4 月3日
K-115	木下建設	平山健治	北九州市小倉北 区上到津四丁目 8番7号	令和5年4 月3日
K-116	アルスグリーン 株式会社	森永 武	北九州市小倉北 区東篠崎一丁目 17番1号	令和5年4 月3日
N-172	株式会社SANS SHOU	山本祥平	北九州市八幡西 区本城東一丁目 1番41号	令和5年4 月3日
F-228	株式会社ケイベ ックス	橋本賢二	福岡市中央区渡 辺通五丁目23 番2-507号	令和5年4 月3日

北九州市上下水道局告示第18号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年北九州市水道局管理規程第7号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月3日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	廃止年月日
J-058	有限会社ナッ プ長野舗装	長野泰光	北九州市門司区 吉志二丁目14 番14号	令和2年1 0月31日
H-048	AQUEL	下村純平	北九州市八幡東 区清田一丁目9 番2号	令和5年2 月28日
N-116	有限会社信和 建設	松本 博	北九州市八幡西 区黒崎城石1番 2号	令和5年2 月27日
N-154	高松産業株式 会社	住吉弘徳	北九州市八幡西 区南鷹見町15 番20号	令和5年3 月6日
N-161	株式会社永和	宮原純彦	北九州市八幡西 区折尾四丁目8 番1号	令和5年2 月21日

北九州市上下水道局公告第75号

北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和5年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和5年4月3日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事

- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

3 申請の受付期間

令和5年5月1日から令和6年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和5年12月29日から令和6年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類カ、キ、ケ、サからチまで及びトは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類オ、カ、コからソまで及びナは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 技術者の資格者証の写し

エ 専任技術者証明書の写し

オ 使用印鑑届

カ 委任状

キ 建設業許可申請書の別表

ク 印鑑証明書

ケ 給与支払報告書（総括表）の写し

コ 工事用機械器具調書

サ 主観点による加点の辞退届

シ 北九州市内事業所等調書

ス 保有作業船調書

- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書
- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 北九州市税に係る納税証明書
- ツ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- テ 労働保険料納入証明書
- ト 社会保険等関係届出書
- ナ 誓約書

(3) 提出先

〒803-8501
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第12条第2項第2号の審査基準日

令和5年1月1日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項（規則第11条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和7年5月31日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和6年12月に令和7年度及び令和8年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

10 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課
北九州市小倉北区大手町1番1号（小倉北区役所西棟4階）
電話 093-582-3137
FAX 093-582-3100

北九州市上下水道局公告第76号

北九州市上下水道局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第9号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和5年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和5年4月3日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正

- な 価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和5年4月3日から令和6年3月31日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和5年12月29日から令和6年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、キ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで、ケからサまで及びセは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

- イ 申請業務に関する登録等の証明書
- ウ 申請業務に関する調書（その１）
- エ 申請業務に関する調書（その２）
- オ 申請業務に関する調書（その３）
- カ 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書

(3) 提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項（規則第11条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和6年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和6年6月に令和6年度及び令和7年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

北九州市小倉北区大手町1番1号（小倉北区役所西棟4階）

電話 093-582-3137

FAX 093-582-3100

北九州市上下水道局公告第77号

北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項に定める随時に行う受付を令和5年度において行うため、同条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和5年4月3日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和5年4月3日から令和6年3月31日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和5年12月29日から令和6年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」と

いう。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第6条第1項（規則第9条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和6年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和6年6月に令和6年度及び令和7年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

北九州市小倉北区大手町1番1号（小倉北区役所西棟4階）

電話 093-582-3137

FAX 093-582-3100

北九州市交通局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市交通局会計規程（昭和43年北九州市交通局管理規程第4号）第38条第1項の規定により、北九州市営バスのミニチュアカーの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月3日

北九州市交通局長 福本啓二

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社名門大洋フェリー	大阪市西区江戸堀一丁目9番6号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

北九州市交通局告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市交通局会計規程（昭和43年北九州市交通局管理規程第4号）第38条第1項の規定により、北九州市自動車事業使用料及び手数料条例（昭和39年北九州市条例第41号）第1条第1項第4号の特殊旅客運賃の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月3日

北九州市交通局長 福本 啓二

受託者		委託期間
名称	住所	
ジョルダン株式会社	東京都新宿区新宿二丁目5番10号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

北九州市交通局告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市交通局会計規程（昭和43年北九州市交通局管理規程第4号）第38条第1項の規定により、北九州市自動車事業使用料及び手数料条例（昭和39年北九州市条例第41号）第1条第1項第2号の定期旅客運賃の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月3日

北九州市交通局長 福本 啓二

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社西鉄チケットサービス	福岡市中央区薬院三丁目16番26号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

北九州市交通局公告第9号

北九州市交通局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市交通局管理規程第3号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和5年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市交通局が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和5年4月3日

北九州市交通局長 福本啓二

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事

- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

3 申請の受付期間

令和5年5月1日から令和6年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和5年12月29日から令和6年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類カ、キ、ケ、サからチまで及びトは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類オ、カ、コからソまで及びナは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 技術者の資格者証の写し

エ 専任技術者証明書の写し

オ 使用印鑑届

カ 委任状

キ 建設業許可申請書の別表

ク 印鑑証明書

ケ 給与支払報告書（総括表）の写し

コ 工事用機械器具調書

サ 主観点による加点の辞退届

シ 北九州市内事業所等調書

ス 保有作業船調書

- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書
- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 北九州市税に係る納税証明書
- ツ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- テ 労働保険料納入証明書
- ト 社会保険等関係届出書
- ナ 誓約書

(3) 提出先

〒803-8501
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第12条第2項第2号の審査基準日

令和5年1月1日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項（規則第11条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和7年5月31日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和6年12月に令和7年度及び令和8年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市交通局総務経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

10 公告に関する問い合わせ先

北九州市交通局総務経営課
北九州市若松区東小石町3番1号
電話 093-771-8401
FAX 093-771-8422

北九州市交通局公告第10号

北九州市交通局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市交通局管理規程第4号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和5年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市交通局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和5年4月3日

北九州市交通局長 福本 啓二

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和5年4月3日から令和6年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和5年12月29日から令和6年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、キ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで、ケからサまで及びセは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

- ウ 申請業務に関する調書（その１）
- エ 申請業務に関する調書（その２）
- オ 申請業務に関する調書（その３）
- カ 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 6 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 6 年 6 月に令和 6 年度及び令和 7 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市交通局総務経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市交通局総務経営課
北九州市若松区東小石町 3 番 1 号
電話 0 9 3 - 7 7 1 - 8 4 0 1

F A X 0 9 3 - 7 7 1 - 8 4 2 2

北九州市交通局公告第 1 1 号

北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成 7 年北九州市交通局管理規程第 1 号）第 2 条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）第 3 条第 2 項の定める随時に行う受付を令和 5 年度において行うため、同条第 3 項（規則第 9 条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市交通局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 3 日

北九州市交通局長 福 本 啓 二

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和5年4月3日から令和6年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和5年12月29日から令和6年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」と

いう。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間
規則第6条第1項（規則第9条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和6年9月30日まで
- 7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続
競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和6年6月に令和6年度及び令和7年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。
- 8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法
北九州市交通局総務経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。
- 9 公告に関する問合せ先

北九州市交通局総務経営課

北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

FAX 093-771-8422

北九州市公営競技局公告第1号

北九州市公営競技局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第9号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和5年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市公営競技局が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和5年4月3日

北九州市公営競技局長 中 村 彰 雄

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事

- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

3 申請の受付期間

令和5年5月1日から令和6年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和5年12月29日から令和6年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類カ、キ、ケ、サからチまで及びトは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類オ、カ、コからソまで及びナは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 技術者の資格者証の写し

エ 専任技術者証明書の写し

オ 使用印鑑届

カ 委任状

キ 建設業許可申請書の別表

ク 印鑑証明書

ケ 給与支払報告書（総括表）の写し

コ 工事用機械器具調書

サ 主観点による加点の辞退届

シ 北九州市内事業所等調書

ス 保有作業船調書

- セ 鋼構造物工事関係調書
- ソ 舗装工事関係機械調書
- タ 社会的責任・社会貢献関係資料
- チ 北九州市税に係る納税証明書
- ツ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- テ 労働保険料納入証明書
- ト 社会保険等関係届出書
- ナ 誓約書

(3) 提出先

〒803-8501
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第12条第2項第2号の審査基準日

令和5年1月1日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項（規則第11条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和7年5月31日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和6年12月に令和7年度及び令和8年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

10 公告に関する問合せ先

北九州市公営競技局総務課
北九州市若松区赤岩町13番1号
電話 093-791-5010
FAX 093-791-1476

北九州市公営競技局公告第2号

北九州市公営競技局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第10号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和5年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市公営競技局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和5年4月3日

北九州市公営競技局長 中 村 彰 雄

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正

- な 価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和5年4月3日から令和6年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和5年12月29日から令和6年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからオまで、キ、サ及びシは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからキまで、ケからサまで及びセは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

- イ 申請業務に関する登録等の証明書
- ウ 申請業務に関する調書（その１）
- エ 申請業務に関する調書（その２）
- オ 申請業務に関する調書（その３）
- カ 使用印鑑届
- キ 委任状
- ク 印鑑証明書
- ケ 業務経歴書
- コ 技術者経歴書
- サ 北九州市内事業所等調書
- シ 北九州市税に係る納税証明書
- ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- セ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 6 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 6 年 6 月に令和 6 年度及び令和 7 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市公営競技局総務課

北九州市若松区赤岩町 1 3 番 1 号

電話 093-791-5010

FAX 093-791-1476

北九州市公営競技局公告第3号

北九州市公営競技局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項に定める随時に行う受付を令和5年度において行うため、同条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市公営競技局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和5年4月3日

北九州市公営競技局長 中 村 彰 雄

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和5年4月3日から令和6年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和5年12月29日から令和6年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」と

いう。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間
規則第6条第1項（規則第9条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和6年9月30日まで
- 7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続
競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和6年6月に令和6年度及び令和7年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。
- 8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法
北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。
- 9 公告に関する問合せ先

北九州市公営競技局総務課

北九州市若松区赤岩町13番1号

電話 093-791-5010

FAX 093-791-1476

北九州市議会規程第2号

北九州市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月30日

北九州市議会議長 鷹木 研一郎

北九州市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北九州市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年北九州市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第

- 5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
 - (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
 - (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
 - (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
 - (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
 - (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
 - (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
 - (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
 - (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
 - (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
 - (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
 - (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

- イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
- エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利

利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) 前各号に定めるもののほか、参考となる事項
(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
- (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第8項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- ア 執行機関の職員又は当該職員であった者
- イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
- (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 8 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。
- (開示請求書)
- 第9条 条例第19条第1項の書面は、開示請求書によるものとする。
- (開示請求等における本人確認手続等)
- 第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。
- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において

「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定等の通知)

第11条 条例第24条第1項本文の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(開示決定通知書)

第12条 条例第24条第1項本文の書面は、開示決定通知書によるものとする。

2 条例第24条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書によるものとする。

(開示決定等期限延長通知書)

第13条 条例第25条第2項後段の書面は、開示決定等期限延長通知書によるものとする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第14条 条例第26条第1項後段の書面は、開示決定等期限特例延長通知書によるものとする。

(第三者意見照会書等)

第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書により行うものとする。

2 条例第27条第2項本文の書面は、第三者意見照会書によるものとする。

3 条例第27条第1項又は第2項本文の意見書は、第三者開示決定等意見書によるものとする。

4 議長は、条例第27条第1項又は第2項本文の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第27条第2項本文の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第27条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書によるものとする。

(文書及び図画の開示の実施の方法)

第16条 条例第28条第1項本文の閲覧は、次の各号に掲げる文書及び図画の区分に応じ、当該各号に定めるものを閲覧することとする。

(1) 文書又は図画(次号から第5号までに該当するものを除く。) 当該文書又は図画(条例第28条第1項ただし書の規定が適用される場合は、次項第1号に定めるもの)

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの(条例第28条第1項ただし書の規定が適用される場合は、次項第2号に定めるもの)

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの

(4) スライド 当該スライドを専用機器により映写したもの

(5) 映画フィルム 当該映画フィルムを専用機器により映写したもの

2 条例第28条第1項本文の写しの交付は、次の各号に掲げる文書又は図画の区分に応じ、当該各号に定めるものを交付することとする。

(1) 文書又は図画(次号から第4号までに該当するもの及び映画フィルムを除く。) 次に掲げるもの

ア 当該文書又は図画を複写機により用紙に複写したもの

イ 当該文書又は図画をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。以下同じ。)により読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したもの

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第17条 条例第28条第1項本文の議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。))を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(記録時間120分のものに限る。以下同じ。)、録音ディスク(記録時間80分のものに限る。以下同じ。)又は光ディスクに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（記録時間120分のものに限る。以下同じ。）又は光ディスクに複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であつて、議会がその保有するプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

2 前項に規定する開示の方法（同項第3号ア及びウに掲げるものを除く。）は、電磁的記録の全部を開示する場合に行うものとする。

（開示の実施の方法等の申出）

第18条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第24条第1項本文の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

（写しの交付に要する費用）

第19条 条例第30条第2項の写しの交付に要する費用（以下「写しの交付費用」という。）のうち、写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりと

する。

2 写しの交付費用のうち、写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵送料に相当する額とする。

3 写しの交付費用は、現金又は郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する普通為替証書若しくは定額小為替証書をもって納付しなければならない。

4 写しの交付費用は、写しの交付を受けるとき（写しの送付の場合は、議会が保有個人情報の記録されている行政文書の写しを発送するとき。）までに納付しなければならない。

（費用の免除）

第20条 条例第30条第3項の規定により写しの交付費用を徴収しないことができる場合は、開示請求書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するときとする。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）により扶助を受けている者であるとき。

（2）災害その他やむを得ない事故により、生活が困難になった者であるとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、議長が公益上必要と認めた者であるとき。

（訂正請求書）

第21条 条例第32条の書面は、訂正請求書によるものとする。

（訂正決定通知書等）

第22条 条例第34条第1項の書面は、訂正決定通知書によるものとする。

2 条例第34条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書によるものとする。

（訂正決定等期限延長通知書）

第23条 条例第35条第2項後段の書面は、訂正決定等期限延長通知書によるものとする。

（訂正決定等期限特例延長通知書）

第24条 条例第36条第1項後段の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書によるものとする。

（保有個人情報提供先への訂正決定通知書）

第25条 条例第37条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書によるものとする。

（利用停止請求書）

第26条 条例第39条第1項の書面は、利用停止請求書によるものとする。
(利用停止決定通知書等)

第27条 条例第41条第1項の書面は、利用停止決定通知書によるものとする。

2 条例第41条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書によるものとする。
(利用停止決定等期限延長通知書)

第28条 条例第42条第2項後段の書面は、利用停止決定等期限延長通知書によるものとする。
(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第29条 条例第43条第1項後段の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書によるものとする。
(諮問をした旨の通知書)

第30条 条例第45条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書により行うものとする。
(帳票の様式)

第31条 この規程に定める帳票の様式は、議長が別に定める。
(委任)

第32条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。
付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「この規程の施行後遅滞なく」とする。

別表(第19条関係)

保有個人情報記録されている行政文書の種別	写しの種類	費用の額
1 文書又は図画(2の項から4の項までに該当するもの及び映画フィルムを除く。)	複写機により複写したもの(A3判以下の大きさのもの。以下同じ。)(単色刷り)	用紙1枚につき10円
	複写機により複写したもの(多色刷り)	用紙1枚につき20円

	<p>スキャナによって読み取ってできた電磁的記録（A3判以下の大きさの文書又は図画に係るもの。以下同じ。）を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの</p>	<p>1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額</p>
	<p>スキャナによって読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの</p>	<p>1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額</p>
2	マイクロフィルム	<p>用紙に印刷したもの（A3判以下の大きさのもの）</p> <p>用紙1枚につき10円</p>
3	写真フィルム	<p>印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの。以下同じ。）に印画したもの</p> <p>印画紙1枚につき40円</p>
4	スライド	<p>印画紙に印画したもの</p> <p>印画紙1枚につき130円</p>
5	電磁的記録	<p>用紙に出力したもの（A3判以下の大きさの</p> <p>1枚につき10円</p>

もの。以下同じ。) (単色刷り)	
用紙に出力したもの (多色刷り)	用紙 1 枚につき 2 0 円
録音カセットテープに複写したもの	1 巻につき 3 0 0 円
録音ディスクに複写したもの	1 枚につき 4 0 0 円
ビデオカセットテープに複写したもの	1 巻につき 4 0 0 円
光ディスク (日本産業規格 X 0 6 0 6 及び X 6 2 8 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したもの	1 枚につき 1 0 0 円
光ディスク (日本産業規格 X 6 2 4 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したもの	1 枚につき 1 2 0 円

備考

- 1 用紙の両面に複写、印刷若しくは出力を行うとき又は両面に印刷された用紙をスキャナで読み取るときは、片面を 1 枚として額を算定する。
- 2 この表により難い場合の費用の額は、当該保有個人情報記録されている行政文書の写しの作成に要する費用の実費に相当する額とする。